

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第57号

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例施行規則（平成25年下呂市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（地域との連携により認められる運営推進会議の回数）</u> <u>第 5 条 条例第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用される第59条の17第 1 項中「おおむね 6 月に 1 回」とあるのを「3 月（市長が認めるものについては、4 月）に 1 回」と読み替える場合における市長が認める場合とは、次の各号に掲げることを総合的に判断して認める場合とする。</u> <u>（1） 事業所の開設以降 1 年間継続して、安定した運営ができていること。</u> <u>（2） 地域住民、関係機関、利用者の家族等からの事業所運営に対する理解が十分に得られ、良好な関係の下開かれた事業運営ができており、かつ、今後も継続できる見込みがあること。</u>	

改正後	改正前
<u>(3) 地域と連携した事業展開、地域への事業内容の発信等積極的な事業展開がされており、かつ、今後も継続できる見込みがあること。</u> <u>2 運営推進会議の開催頻度の軽減を適用しようとする事業者は、運営推進会議開催回数軽減に関する願出書（様式第1号）により市長に願い出るものとする。</u> <u>3 市長は前項の願い出があつたときは、第1項に掲げる内容を審査し、その適否を判断するものとし、願い出を承諾する場合は、運営推進会議回数軽減に関する承諾書（様式第2号）により当該事業者に通知するものとする。</u> <u>4 前項の市長による承諾を受けた事業者の当該軽減対象の事業所において、その後の運営に不適切な状況が認められた場合は、市長はその承諾を取り消し、運営推進会議開催回数軽減に関する承諾の取消通知書（様式第3号）により当該事業者に通知するものとする。</u>	

改正後

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

下呂市長 様

事業者名

代表者名

運営推進会議開催回数軽減に関する願出書

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、運営推進会議の開催回数の軽減を願います。

<対象としたい事業所名>

事業所名	サービスの種類

<添付書類>

※ 添付書類は、以下の内容が確認できる任意資料を提出ください。

- ・ 地域住民、関係機関、利用者の家族等からの事業所運営に対する理解が十分に得られ、良好な関係の下開かれた事業運営ができており、かつ、今後も継続できる見込みがあること
- ・ 地域と連携した事業展開、地域への事業内容の発信等積極的な事業展開がされており、かつ、今後も継続できる見込みがあること

改正前

改正後

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

下呂市長

印

運営推進会議開催回数軽減に関する承諾書

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、運営推進会議の開催回数の軽減を願い出に対して、承諾しますのでその旨通知します。

なお、当該事業所の事業運営において、不適切な状況が認められた場合は、本承諾を取り消すことがありますのでご注意ください。

<回数軽減対象となる事業所名およびサービス>

事業所名	サービスの種類

改正前

改正後

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

下呂市長

㊟

運営推進会議開催回数軽減に関する承諾の取消通知書

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例施行規則第5条第4項の規定に基づき、以下の事業所におけるサービスについては、同第3項の規定による承諾を取り消しますのでその旨通知します。

この通知以後における運営推進会議の開催回数については、下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年下呂市条例第9号）に定められた回数を実施してください。

<回数軽減承諾を取り消す事業所名およびサービス>

事業所名	サービスの種類

改正前

附 則

この規則は、公布の日から施行する。